

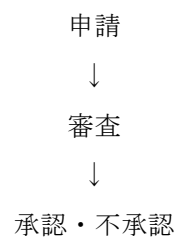
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	用途併用の承認	
処 分 の 概 要	市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例	
条 項	第27条	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間	計	14日
判断基準		
用途併用についての合理的必要性と、住居としての機能を失わせるものでないの両者を満たすこと。		
<p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市営住宅管理条例</p> <p>第27条 入居者は、公営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該公営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。</p> <p>○松山市営住宅管理条例施行規則</p> <p>(用途併用等の承認)</p> <p>第19条 条例第27条ただし書の規定による住宅以外の用途との併用の承認を受けようとする者は、市営住宅用途併用承認申請書(様式第26号)により市長に申請しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。